総 行 住 第 3 7 号 平成 2 4 年 4 月 4 日

各都道府県

住民基本台帳事務担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長

外国人住民に係る住民基本台帳事務に関する質疑応答について

住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第253号)(注1)及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令(平成22年総務省令第113号)(注2)の施行に関し、職務上の参考とするため、外国人住民に係る住民基本台帳事務に関する質疑応答について、下記の問1~問11のとおりとりまとめましたので通知します。

また、仮住民票事務に関する質疑応答については、「仮住民票事務に関する質疑応答について」(平成24年2月10日総行住第20号自治行政局住民制度課長から各都道府県住民基本台帳事務担当部長あて通知)により示しているところですが、下記の問12以下に追加をしましたので、併せて通知します。

貴職におかれては、その内容を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知くださるようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

- (注1) 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成24年政令第4号) による改正後のもの。
- (注2) 住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成24年総務省令第4号)による改正後のもの。

記

【住民基本台帳事務関係】

- (問1)住民基本台帳法施行令(以下「令」という。)第30条の26第1項に規定する 申出書の様式如何。
- (答)別紙1を参考とされたい。

なお、申出者の氏名については、申出の意思を明らかにさせるため、自署又は記 名押印を求めることが適当である。 また、現に申出の任に当たっている者が申出者の代理人又は使者であるときは、 申出の任に当たっている者の氏名及び住所を明らかにさせ、自署又は記名押印を求 めることが適当である。この場合において、申出者の氏名については、現に申出に 当たっている者が記載することで差し支えない。

- (問2) 令第30条の26第1項に規定する「当該呼称が居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であることを証するに足りる資料」とはどのようなものか。
- (答)「国内における社会生活上通用していることが客観的に明らかとなる資料」であり、 勤務先又は学校等の発行する身分証明書等が想定される。少なくとも、本人の意思に より作成したと認められる資料等は適当でない。

なお、国内における社会生活上通用していることの確認に代えて、親や身分行為の相手方等について、その氏名等及び身分関係を確認する場合(住民基本台帳事務処理要領第2-2-(2)-コ-(ア)参照)には、戸籍の届出受理証明書、戸籍謄本、住民票の写し等が想定される。

- (問3) 令第30条の26第4項に規定する申出書の様式如何。
- (答)別紙2を参考とされたい。

なお、申出者の氏名については、申出の意思を明らかにさせるため、自署又は記 名押印を求めることが適当である。

また、現に申出の任に当たっている者が申出者の代理人又は使者であるときは、 申出の任に当たっている者の氏名及び住所を明らかにさせ、自署又は記名押印を求 めることが適当である。この場合において、申出者の氏名については、現に申出に 当たっている者が記載することで差し支えない。

- (問4) 令第30条の26第5項に規定する「当該呼称が居住関係の公証のために必要であると認められなくなったとき」とはどのような場合か。
- (答)住民票に記載されている通称が国内における社会生活上通用していないことを市 町村長が知ったときを想定している。
- (問5) 通称として使用できる文字は日本人が戸籍に記載することのできる文字であって、簡体字、繁体字、ローマ字等の外国の文字、誤字、俗字又は記号を通称に使用する文字として記載することは認められないと考えるがどうか。
- (答) お見込みのとおり。

なお、日本の国籍を有する親や身分行為の相手方等の氏に俗字が用いられており、 当該文字を使用して通称として住民票に記載を求めることが確認できる場合には、 当該俗字を使用して住民票の通称として記載しても差し支えない。

(問6)住民票に通称の記載がある外国人住民から、通称の記載を省略した住民票記載 事項証明書の請求があった場合であっても、住民票の写しの場合と同様、氏名と通称 を併せて記載した上で交付すべきか。

- (答)お見込みのとおり。
- (問7)住民票を改製する場合、旧住民票に記載された通称の記載及び削除に関する事項については、省略することなくすべて新住民票に移記する必要があると考えるがどうか。
- (答) お見込みのとおり。
- (問8)「非漢字圏の外国人住民」とは、どのような者をいうのか。
- (答) 原則として、住民票に記載される国籍・地域が中国、台湾、韓国、朝鮮に該当する外国人住民以外の者を想定している。

なお、上記に関わらず、本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない外国人住民については、氏名のカタカナ表記による印影の印鑑の登録を必要とする場合には、これを備考として記入することが適当である。

- (問9) 外国人住民の本国において妻が複数認められている場合、続柄を証する文書によって婚姻関係を確認できる場合等には、世帯主である夫との続柄を記載するに当たり、全員「妻」とすべきか。
- (答)お見込みのとおり。
- (問10) 中長期在留者について、在留資格の記載をし、在留期間と在留期間の満了の日の記載を省略した住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付請求があった場合、これに応じることとして差し支えないか。
- (答)住民票の写し、住民票記載事項証明書について、在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日は、一体のものとして交付請求に応じることが適当である。
- (問11) 住民基本台帳法第30条の50に基づく法務大臣からの通知に伴う住民票の消除等の職権処理について、外国人住民本人への通知は行う必要はないと考えるがどうか。
- (答) お見込みのとおり。

【仮住民票事務関係】

- (問12) 外国人登録原票の通称名に誤字、俗字が記載されている場合、仮住民票の通称 には、当該文字を日本人が戸籍に記載することができる文字に置換した上で記載する こととすべきか。
- (答)お見込みのとおり。

なお、日本の国籍を有する親や身分行為の相手方等の氏に俗字が用いられており、 当該文字を通称名として登録していることが確認できる場合には、当該俗字を仮住民 票の通称として記載しても差し支えない。

- (問13) 仮住民票の作成に当たって、住所を定めた年月日及び従前の住所は空欄とする とされているが、外国人登録原票に基づいて市区町村の判断で仮住民票の記載事項と して記載することは可能か。
- (答)適当ではない。
- (問14) 甲様式登録証明書が交付されている外国人について、仮住民票の記載事項である「在留カードの番号」及び「特別永住者証明書の番号」には、登録証明書番号ではなく、当該番号の末尾の数字を除いた、記号と8けたの数字から成る登録番号を記載すべきと考えるがどうか。
- (答) お見込みのとおり。
- (問15) 仮住民票の備考欄の記載は、行政執務上の資料とするためのものであり、記載 事項として法定されていないことから、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成 21年法律第77号) 附則第3条第5項に基づく通知の対象とする必要はないと考え るがどうか。
- (答)お見込みのとおり。
- (問16) 仮住民票の氏名欄に漢字による氏名のみを記載し本人に通知した場合で、当該 仮住民票の通知を受けた者から、外国人登録された漢字氏名に対応するローマ字表記 (アルファベット併記名)を外国人登録原票に登録した上で、漢字による氏名の記載 に代えてローマ字による氏名の記載を希望する旨の申出があったときは、これに応じることとして差し支えないか。
- (答) お見込みのとおり。
 - なお、申出に際して、外国人登録された漢字氏名により印鑑登録を行っている者に対しては、当該印鑑登録の取扱いを説明することが望ましい。
- (問17) 仮住民票を作成されている者から、住民基本台帳事務処理要領第6-10-アからウ(アー(ウ)を除く。)に準じて、施行日前にドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置の申出を受け付け施行日から支援措置を実施することとした場合、支援措置の期間は施行日から起算して1年とすることでよいか。
- (答) お見込みのとおり。

通称記載申出書

 $\triangle \triangle \triangle \triangle \triangle$ 長 様

次のとおり、通称の住民票への記載を求めます。

平成 年 月 日

						十八人		+	л н
		て記載を 6呼称							
住民コー				生年月日 ※	年	月	日	性別 ※	男・女
氏	名					(自署	子又は記	2名押印)
住	所								
連絡	先								
※住民票	ミコー	・ドがわからな	い場合は	、生年月日と	性別を記載し	してくだ	さい	١,	
		住民票に記載	されるこ	とが必要であ	ると認められ	いる事由	の <u></u>	色明	
		記載を求める		本国内におけ	る社会生活」	上通用し	てレ	いる状況	記等につい
			-	下記に記入し	てください。				
氏	名					(自署	子又は記	2名押印)
住	所								
連絡	先								

注) この申出書の提出と併せて、通称として記載を求める呼称が居住関係の公証のために 住民票に記載されることが必要であることを証するに足りる資料を提示してください。

通称削除申出書

△△△△長様

次のとおり、住民票に記載されている通称の削除を求めます。

平成 年 月 日

į	削除	を求	める通称						
住コ	民一	票ド			生年月日 ※	年	月	性別 ※	男・女
氏		名					(自渠	署又は記	2名押印)
住		所							
	絡 民票		・ドがわからな	い場合は、	、生年月日と忆	生別を記載し	_{してください}	\ 0	

代理人又は使者による申出の場合は下記に記入してください。

氏	名	(自署又は記名押印)
住	所	
連絡先		